



保護帽の取扱説明書

～使用前に必ずお読み下さい。(裏面もお読み下さい。)～

要 保 存

保護帽は、法令(労働安全衛生法等)で定める作業現場や、建設現場、工場、倉庫および車輛の上等の作業で作業者の頭部損傷あるいは電気工事作業時の頭部感電による危険を、防止または軽減するために使用するもので、労働省が定める労働安全衛生法第42条の規則に基づく「保護帽の規格」あるいは「絶縁用保護具等の規格」に適合し製造されたものです。なお、「保護帽の規格」は頭部の安全を確保するための最低基準を定めたものです。

ご使用になる前に必ずこの取扱説明書を最後まで読み、本書に従ってご使用下さい。誤った使用をされた場合には、重大な事故に結びつきます。

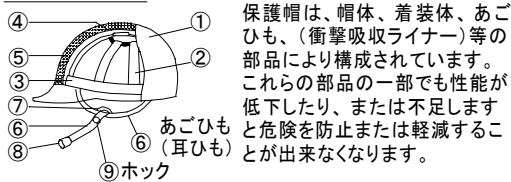
この取扱説明書を紛失した場合は当社にご請求下さい。

警告、注意の意味(安全上、たいせつなお知らせ)

警告：守らないと保護帽の性能を損ない、生命または頭部に重大な傷害を及ぼすことを意味します。

注意：守らないと保護帽の性能や機能に影響を与え頭部に傷害を及ぼすことを意味します。

1、各部の名称



保護帽は、帽体、着装体、あごひも、(衝撃吸収ライナー)等の部品により構成されています。これらの部品の一部でも性能が低下したり、または不足しますと危険を防止または軽減することが出来なくなります。

番号	名 称	備 考
①	帽 体	頭部を覆う、硬いかく(殻)体。
②	着 装 体	ハンモック
③		ヘッドバンド
④		環 ひ も
⑤	衝撃吸収ライナー (墜落時保護用)	発泡スチロール製等の衝撃を吸収するための部品。
⑥	あ ご ひ も	保護帽が脱落するのを防止するための部品。
⑦	環(脱げ防止機構)	脱げ防止のためのもの。
⑧	ワンタッチバックル	ヘルメットを着脱するためのもの
⑨	ホック	あごバンドを交換するためのもの

2、使用区分と機能

保護帽には、飛来・落下物用、墜落時保護用、電気用の3種類があり帽体の内側に貼付された労働省の「型式検定合格品」を示す「労・検」ラベルに使用区分が記載されています。

「労・検」ラベルは「保護帽の規格」あるいは「絶縁用保護具等の規格」に定める基準を満たしていることを示すもので、絶対に安全性を保障するものではありません。

飛来・落下物用：物体の飛来または落下による危険を防止または軽減するためのもの。

墜落時 保護用：墜落による危険を防止、または軽減するためのもの。(構築物や電柱等の高所からの墜落による危険までは防止できません)

電 気 用：使用電圧7000V以下の頭部感電による危険を防止するためのもの。

警告

- ① 使用区分以外の目的で使用しないで下さい。
- ② バイク等の乗車時には絶対使用しないで下さい。

3、使用前点検

- ①「労・検」ラベルを確かめて、作業に合った区分の保護帽を使用して下さい。
- ②「保護帽点検・20のチェックポイント」によって点検し、少しでも異常が認められる保護帽は使用しないで下さい。
- ③ 部品類に異常が認められた場合は直ちに交換して下さい。

4、着用方法

- ①ヘッドバンドは頭の大きさに合わせて調節して確実に固定して下さい。
- ②まっすぐに深く被って下さい。
- ③あごひもは緩みがないようにあごの下でしっかり締めて下さい。(裏面図参照)
- ④ヘルメットの着脱はホックでは行わず、ワンタッチバックルで行ってください。ホックの着脱を繰り返すとホックの保持力が低下して本来の機能が保障されません。

警告

誤った着用をすると事故のとき保護帽が脱げて重大な傷害を受けます。

5、使用に当たっての注意事項

- ①作業中はあごひもを緩めたり、はずしたりしないで下さい。
- ②ものを入れたり、腰かけたり道具として使用しないで下さい。また投げたり、落としたりしないで下さい。
- ③ご自分で帽体に塗装をしないで下さい。
- ④ラベル、ステッカー、テープ等を貼付するときはアクリル系の接着剤を使用してください。
- ⑤溶接火花・薬品などによる、やけどの恐れがある作業には通気孔付タイプを使用しないで下さい。
- ⑥着用により皮膚にかぶれやかゆみを生じたら、直ちに使用をやめて下さい。
- ⑦使用環境温度：-10℃～+50℃
使用温度範囲以外で使用しますと、高熱による変形を起こしたり低温による強度の低下をきたします。

6、保守・保管

- ①帽体の汚れは必ず中性洗剤で湿した布で拭きとり、きれいな水で洗剤を除去したのち、布え完全に吹きとって下さい。

注意

ガソリン・シンナー・ベンジン等の有機溶剤は帽体を劣化させるため使用しないで下さい。

- ②室内の直射日光の当たらない、風通しのよい場所に保管して下さい。(0℃～40℃)

注意

夏季の自動車内や暖房器の近く等の50℃を超える場所や直射日光の当る場所に置くと、熱や紫外線により材質が変色したり、変質・変形を起こし、性能が低下します。

7、点検 (廃棄・交換)

保護帽は、帽体、着装体、(衝撃吸収ライナー)の全体のバランスによって保護性能を発揮します。衝撃や傷・磨耗、薬品、紫外線、高温や低温などは保護帽の強度を低下させますので、保護性能を確保するために《保護帽点検・20のチェックポイント》に従って使用前にはその都度必ず点検を実施して下さい。また、電気用については事業者は労働安全衛生規則第351条(法令)に基づく耐電圧試験も実施して下さい。

8、使用期間 (耐用期間)

外観に異常が認められず、10の《保護帽点検20のチェックポイント》に該当しない場合でも下記を基準に交換して下さい。

A B S製：購入後3年以内

着 装 体：購入後1年以内

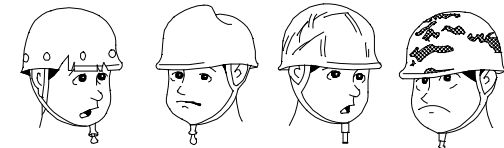
警告

保護帽は使用環境や時間の経過により外観に変形がなくても性能が低下します。従って上記の耐用期間が経過したものは必ず交換して下さい。

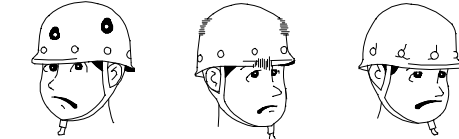
10、《保護帽点検・20チェックポイント》 (このイラストは異常な状態を分かり易くするため誇張して表現してあります。)

廃棄基準

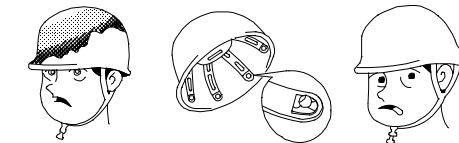
- ① 縁に欠損又は亀裂のあるもの
- ② 衝撃の跡が認められるもの
- ③ すりきずが多いもの
- ④ 汚れが著しいもの



- ⑤ メーカーがけた以外の穴があいているもの
- ⑥ ガラス繊維が浮き出しているもの
- ⑦ 装着体取り付け部に亀裂があるもの



- ⑧ 著しい変色が認められるもの
- ⑨ 帽体と着装体の取付部に破損・減失等があるもの
- ⑩ 変形しているもの



警告

一度でも大きな衝撃を受けたものは外観に異常がなくても性能が低下しているため廃棄して下さい。

9、部品の交換(着装体・あごひも、衝撃吸収ライナー)

装着体等の部品の交換時には元通りに正しく組み立てて下さい。

- ① <着装体の交換>……………一式で交換して下さい。
- ② <あごひもの交換>……………脱げ防止機構付を使用し、「◀前」を帽体の前方に合わせて下さい。(無印は方向性はありません。)
- ③ <衝撃吸収ライナーの交換>…着装体ははずして行って下さい。

警告

- ① 元通りに正しく交換・組み立てしないと保護帽の性能が発揮されません。
- ② 改造・加工したり、部品が不足の場合は保護性能が発揮されません。
- ③ あごひもは耳ひもの環を通し、前後の方向に動かないように組み立てないと脱げ防止の効果が発揮されません。

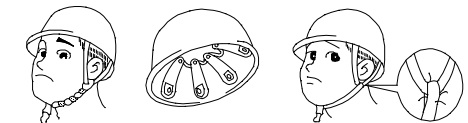
注意

- ① 交換する部品は当社の同一型式のものを使用して下さい。
- ② 着装体・あごひも・衝撃吸収ライナー以外の部品は交換できません。

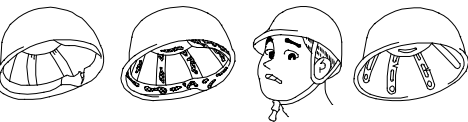
交換基準

【着装体・あごひも】

- ⑪ 使用者が改造したもの
- ⑫ 環ひもが伸び又は著しく汚れているもの
- ⑬ 縫い目がほつれているもの



- ⑭ ヘッドバンドが損傷しているもの
- ⑮ 汗、油等によって著しく汚れているもの
- ⑯ あごひもが損傷し又は著しく汚れているもの
- ⑰ ハンモックが損傷しているもの



【衝撃吸収ライナー】(墜落時保護帽用のみ)

- ⑱ 熱、溶剤等によって変形しているもの
- ⑲ 著しく汚れているもの
- ⑳ きず、割れが著しいもの

